

## 令和6年度第1回木津川市いじめ防止等対策委員会 会議録

○日 時：令和6年8月23日（金）14時00分から16時05分まで

○場 所：木津川市役所 第2北別館

○出席者：榎原禎宏委員長、中井裕子副委員長、光岡裕之委員、村田和弘委員、前田健一郎委員、木村康宏委員、炭本貴司委員、古澤めぐみ委員

教育委員会：竹本教育長、平井教育部長、大村教育部理事、  
山口教育部理事、  
東村学校教育課長、湯浅指導主事、福田学校教育課長補佐  
広瀬学校教育係主任

### 1 開会

### 2 委員への委嘱状交付（机上配付）

### 3 教育長あいさつ 竹本教育長より

子どもたちにとっては、夏休みの終盤で来週から2学期が始まる。この間、大きな事故等の報告はなく、有意義な夏休みを過ごせたのではないかと思われる。ただ長期休暇が明けて、子どもたちが学校生活への心理的な不安が起りやすい2学期は、各学校においても注意深く様子を見守っていかなければならない。

平成25年9月のいじめ防止等対策推進法の施行を受け、木津川市全体でいじめ等防止に取り組むことを目標に、生徒指導上の諸問題に専門的な知見や、学校現場の意見を踏まえた実効性ある組織として本委員会を発足させ、取り組みを推進してきた。後ほどいじめアンケートやいじめ調査の結果を報告するが、嫌な思いや被害を感じている児童生徒に寄り添い、積極的にいじめを認知し早期発見とその対応に努めているところである。

またいじめ問題は、個々の具体的な事情であることを認識して、深い児童生徒理解に立ち、当委員会の情報交換や学校におけるいじめ対策委員の組織化、そしてスクールカウンセラーワークの配置と、緊急危機管理体制の整備を行っているところである。委員の皆様には、こうしたいじめ対策の調査結果から見える児童生徒の状況等について議論していただくことで、本市のいじめ防止対策を一層推進していきたい。

### 4 委員・事務局紹介

### 5 木津川市いじめ防止等対策委員会について

資料No.1「木津川市いじめ防止等対策委員会条例」により説明した。委員より質問なし。

### 6 木津川市いじめ防止等対策委員会の運営について

資料No.3「木津川市いじめ防止等対策委員会の運営について」、資料No.4「木津川市審議会等の会議公開に関する規程」により説明した。委員より質問なし。

### 7 委員長・副委員長選出

村田委員より、昨年度まで当委員会の委員長を務めていた榎原委員に委員長を、副委員長を務めていた中井委員に副委員長を依頼してはどうかとの発言があった。他の委員より反対はなく、委員長に榎原委員、副委員長に中井委員を選任した。

## 8 委員長あいさつ

いじめやいじめ防止の事案というのは必ずしも客観的に言えない部分があり、人によって見方が違う複雑な事象もある。それに関わった児童生徒、その保護者、学校の先生方、あるいは教育委員会の職員それぞれの思いを大事にしたい。いじめの訴えや事案など直接関係することだけではなく、関係者の気持ちや立場に寄り添うことが大事であると考える。

堅くなりがちな委員会ではあるが、より深い理解のために多様な見方や立場からの見識を求める。

## 9 議事

これより先、榎原委員長の議事進行となる。

### （1）議事録署名委員の指名

委員長が署名委員の指名を行った。

### （2）木津川市いじめ防止基本方針について

事務局より資料 No. 8 「木津川市いじめ防止基本方針」により説明した。

### （3）市内小中学校のいじめアンケート、いじめ調査について

事務局より「令和6年度第1回木津川市いじめ調査結果」により説明した。

3ページは小学校全体の集計の結果、4ページは中学校全体の集計の結果である。

今回のアンケートで嫌な思いをした児童生徒の数は、小学校で5178人中972人。中学校で2359人中95人であった。嫌な思いの内容については昨年度と同様、小中学校ともに「ひやかし、からかい、悪口、おどし文句などいやなことを言われた」が最も多いという結果となっている。

5ページ、6ページは「嫌な思いをした児童生徒数」、「相談対象内訳」、「嫌な思い発生率」をまとめたグラフである。小学校では、高学年になると発生率は減少する。中学校でも、学年が上がるにつれて減少傾向が見られる。また嫌な思いが継続している件数は、小学校で354件、中学校で40件であった。相談相手については、家族が一番多く、その他では「本人に言う」が小学校で若干増加している。今年度初めて「ネット友達」という回答があった。発生率は小中学校とも横ばいの傾向にある。

アンケートでは、児童生徒には積極的に記述するように指導しており、7ページ、8ページではその主な内容を例挙した。設問1⑪では、具体的な項目では記載がない「嫌な思いしたこと」の内容、設問6では「いじめられているのを見た」場面について、記述の内容を担任が後に聞き取り、指導に活かしている。聞き取りの時の些細な話を含め多くの声を集めることで、いじめ未然防止に繋がっていると考えている。

設問7については、「困っていること、相談したいこと」の具体的な内容で、自分自身のことや家庭生活のことなど、様々な悩みが記入されている。この記入で、家庭に連絡を取る必要があると判断した場合は保護者に連絡をとったり、関係外部と連携するなど対応している。

9ページ、10ページは、いじめアンケートの結果を踏まえ、京都府へ報告している結果である。いじめの小学校での認知件数は952件、中学校での認知件数は91件と報告している。アンケートの結果と比較し、小学校でマイナス20件、中学校でマイナス4件の差があるが、アンケート内容の確認後、児童生徒本人に聞き取りを行った結果、明らかにいじめではないと児童生徒本人となった場合については、数に入れないとしているためである。

11ページ、12ページでは、報告内容を項目ごとに整理しており、今回の令和6年第1回目の認知件数については952件ということで、昨年度の令和5年の1018件と比較すると66件減少している。

#### 質疑応答

- 委員長 以前も聞いたが、市のアンケートと府の調査の数値がズれるのはなぜか。
- 事務局 まず市については、アンケートを行い集計する。府の調査については、アンケート後に行っている聞き取りの中で、子どもがいじめではないと話したことに対して先生が同意した場合には、認知件数に入れていないからである。
- 委員長 逆に言うと例えば小学校で、市の調査では972件の認知件数に対し、府の調査ではそれが952件になっており、20件減っている。972件に対して、先生方の精査の結果、20件について「いじめではない」という判断となった。残りはいじめかもしれないという理解でよいか。
- 事務局 明らかに嫌な思いを感じたらいじめだが、子どもたちが振り返った際にいじめではなかったと判断した場合には含めない。逆に、振り返りの際に新たに事実として出てきたこともあり、その場合は京都府の調査に入れている。
- 委員長 市のアンケートには入っていないが、府の調査にはいじめとして入っているケースがあるということか。952件は全て972件の中から出てきたと理解してよいか。
- 事務局 アンケートには出ておらず、聞き取りの中で新たに出てきた案件については、府の調査に入れるため、それを含めてマイナス20件である。市のアンケートには入っていないが府の調査に入っている案件もある。
- 委員長 市のアンケートと府の調査は、時期的にズれているのか。
- 事務局 資料に記載しているとおり、市のアンケートは5月24日から6月16日に実施している。
- 委員長 府の調査は一緒か。
- 事務局 府については、市のアンケートを元に聞き取りをし、その結果を報告している。
- 委員長 それは扱いが変ではないか。市のアンケートは5月24日から6月16日に実施され、結果が出てる。それからアンケート結果を踏まえて、子どもたち全員に聞き取りをしているのか。
- 事務局 その通りである。
- 委員長 最初のアンケートの中では「いじめではない」としていたものについて、アンケート後の聞き取りでやはりいじめに該当すると判断し、府の調査に入っているということか。
- 事務局 それに加え、いじめのような行動を見たという話からも聞いている。
- 委員長 数はそれほど多くないと思うが、もし府の方の数字に入れるのなら、市の方の数字に入らないというのはおかしくないか。
- 事務局 市については基本的なアンケートの集計である。府については聞き取りをした結果ということで、集計については若干ずれがあるが、この形式で報告している。
- 委員長 市の調査から府の調査に記録が変わる時に減る分と増える分が発生する。小学校では972から952へ20減ったとしているが、それは972から20減ったのではなく、例えば972から30減って942になったが、新たに10出てきたから合計して952ということになる。それは適切に把握していることになるのか。京都府が、聞き取り結果を報告するようにと指示していることが理由か。
- 事務局 その聞き取り結果を踏まえて、府に従って調査報告している。
- 委員長 増えた数は何件か。
- 事務局 わずか数件である。

- 委員長 後で聞き取ったので、その案件は自由記述等には入っていない。
- 副委員長 子どもたちのアンケートとその府の調査の数字が多少ずれるということに関して、聞き取りをした結果何件減り、プラスいじめられているのを見たということからまた拾い上げられたケースが何件あったというような説明があると理解しやすいのではないか。
- 委員長 引いて足して、20減ったという説明がいる。
- 事務局 様々な調査方法を取り入れながら状況の把握に努めるという中で、まずは子どもの素直な気持ちを全部吸い上げていこうということで、木津川市ではアンケートを取っている。
- その過程でどのような内容を減らしたのかというと、勉強しろといつも言われており、子どもにとっては嫌なことだからこれもいじめなのかというと、保護者から言われているという。このように、明らかにいじめではない内容を聞き取り、除外しているという状況がある。
- そして設問6の「見た」、それから設問7の「困っていることがある」というところは、自分だけではなく、友達が困っていた様子だったと記述されている場合もある。その中から聞き取りし、調査を経てプラスとしたこともあると耳にする。
- 委員長 副委員長の発言にあった「どのように相殺されたか」という説明があれば、数の理解が深まると思う。
- 事務局 各学校で集計しているので学校には元データがあるが、今日の会議の資料にはそこまで記載していない。
- 委員長 データはとっているということか。
- 事務局 その通りである。
- 委員長 この件については、今後に対応してもらいたい。
- 他に質問がないようなら、市の調査と府の数字の中身について検討したい。
- 委員 調査結果の表で「今も嫌な思いをしている」という件数が、府の表ではどこを見たら良いのか分からず。市では小学校で解消している件数が618件とあり、府では未解消件数がそれに当たるかと思うが、一見しただけでは分からず。
- 委員長 5ページのグラフ、小学校では972件中618件というデータが、11ページの府の認知件数とどう比べたら良いのか分からずということか。
- 委員 そうである。いじめが続いていると答えた子と、1回何かされたと答えた子と認識に違いがあるのかもしれないが、市の方がわかりやすかった。市と比べると府の未解消件数は少なく感じた。
- 委員長 市の調査において小学校では354件のいじめが継続になっているが、11ページの府の調査ではAの12件とBの73件が継続していると考えると、市の数字と乖離しているのではないか。
- 事務局 府の調査は聞き取りをした時に、9ページにあるようにA B C Dの分類をしている。どこに該当するかは学校の委員会等で検討して、この分類について報告をしている。Aについては行為が続いている嫌な思いをしている。Bについては行為が終わっているが嫌な思いをしている。Cについては嫌な思いはないがまだ期間が3か月に達していないということである。聞き取り後、該当する分類に学校の委員会で振り分けをした数字をあげている。数字についてはアンケートを取ったものと、その後聞き取りしたものを委員会で振り分けているという形でそれが生じている。
- 委員長 学校の先生の実感としては合っているか。アンケートにはいじめが続いていると書いてあっても、聞き取りでは言わなくなることがあり、4分の3が4分の1に減るというのは実感に近いか。
- 委員 それはある。数字的には分からず、最初にいじめが続いていると感じて継続にチェックを入れるが、時間差で「今はどうか」と聞くと、「今は大丈夫」とい

- う子は確かにいる。そこでまだ時間が経っていないので見守ることもある。あるいは聞いたその場で指導もするので、数字が減るということもある。
- 委員長 いじめと書いたがよく聞いてみるといじめではなかったというようなケースはあるか。
- 委員 早い段階で先生が介入した結果、実際はいじめではなかったということも多い。しかし、いじめが継続している状態とそれが回復している状態のどの段階で調査しているのかが問題である。中学生でも小学生でも再発や急に仲が悪くなった場合も多いと思う。再発した段階でチェックしたのか、一旦は解消したが調査のポイントで引っかかっているのか、わからない。
- 委員長 副委員長の考えを伺いたい。
- 副委員長 いじめの訴えがあった際に、フォローが大事だと感じている。先生が間に入つて解消したケースもあるが、自分たちで解決すると先生の手を離れたケースがある。しかし数ヶ月後に確認してみると、うまく解決できていない場合がある。フォローアップとして気を付けていないと、問題が根深くなってしまうことはある。府の調査の中学生で、A「行為が止んでいない」、B「嫌な思いは継続している」という件数が1ということに驚いている。本当はもう少し多いのではないか。
- 委員長 中学校については、40分の2になっている。
- 副委員長 先ほど話があったが、このアンケートをしたことで、聞き取りや先生方の指導でいじめの解消に繋がっているのであれば、意義あるアンケートになったと考えられる。
- 委員長 学校によるとは思うが、アンケートしてから聞き取りや府の調査までどのぐらいのタイムラグがあるのか。
- 委員 期間としては2週間程度と思われる。担任が気になることを学年で共有するので、本校ではこのくらいの期間で指定している。大規模校だともっとタイムラグがあると思われる。
- 委員長 そうだと思う。市の調査で「現在もいやな思いが継続している」とした小学校の354、中学校の40という数字は例年ではどうか。小学校でも中学校でも4割ぐらいは、この時点で解消されていないという答えだが。
- 事務局 昨年度の第1回委員会時の同じ時期の調査では、今も嫌な思いをしている児童生徒は、小学校では340件、中学校では41件だった。今年度と比較しても同じような数である。
- 委員長 府の調査では、いじめの継続は中学校で激減しているが、教育委員会の分析、解釈ではどう見るか。
- 事務局 まず聞き取りをして、事実が分かれば相手にも話を聞き、それを指導するという流れで解決するようにしている。聞き取りをした後にすぐ指導をして極力タイムラグを作らないように取り組んでいる。府の調査では減っているというのは、そういった指導の成果で、お互いに話すことによって解消していると考えられる。府の調査で件数が減少しているのはそのためかと考えられる。
- 副委員長 市のいじめアンケートで、「パソコン、携帯電話等でいやなことをされた」の数が小学校26件、中学校7件というのはとても少ないと思う。学校でも、実感としてこの程度の少なさであるのか聞きたい。
- 委員長 学校現場ではどうか。
- 委員 小学校でもこの類のいじめは低年齢化している。携帯電話やゲームを使ったやりとりをする中で、起こっていると思われる。小学校では、1学期であればこのような件数になると思うが、もしかしたら多いと感じる。見えない部分もあり、アンケートでは実際にどういった会話が行われているかは、学校現場ではすべてを把握できるわけではないが、子どもたちがいじめを感じたと訴えてアンケートに現れている。

- 副委員長 「見えにくい」ということで、勝手にいたずらした写真をその子がいないグループで公開したという事例があった。そのようなケースは、いじめとまでは子どもたちが思っていないため、ここに書いてないのかかもしれない。気にかかるのは、ある言葉を書いてラインに残すといじめの証拠になるので、決定的な言葉は残さないが、なんとなく1人の子をターゲットにしているのではないかということはある。賢い子どもは証拠を残さずにやりとりするので、学校側としても親としても目に見えにくく、対応が難しくなっていると感じる。
- 委員長 委員 サイバー犯罪というものもあると思うが、警察ではどうか。  
最近は小中学生、特に中学生はほとんど100%スマホを持っている。その中でどこまでがいじめでどこまでがふざけなのか見極めるのは難しい。そこから大きく踏み出して、SNSなどで交際相手の裸の写真を送るなどの犯罪に関わるようなことがあれば、警察が関与する。しかし単なる通話というのは、潜在化して見えにくいのが現状である。
- 委員 アンケートの数字についてではないのだが、ともだちアンケートという2ページのアンケート用紙は従前からこれを使っており、作成の際に十分検討されていると思う。しかし、例えばその③④で、③は「遊ぶふりをしてぶつかられた、たたかれた、けられた」という行為があったということだが、他方④では、行為の程度の問題というところに焦点を当てている。  
これに関して、府のアンケートの分類の記載では、「遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」の前に「軽くぶつかれたり」とある。このアンケートの趣旨というのは、このような対応別に聞き、且つその程度を問いたいという点もある。例えば、⑤⑥の物やお金をくれという設問では、チェックがあれば、聞き取りの際、詳細を聞くことになるだろう。こういった対応別の話と程度の問題等を精査すれば、子どもの生の声を吸い上げるという目的に沿って、質問をもう少し整理できる余地があるのではないか。アンケートについて、質問内容の整理やこれまでの回答状況を踏まえて改定を検討するといったことはあったのか。
- 事務局 アンケートについては、これらの文言でずっと使用している。アンケートを実施する中で教師や児童生徒にはある程度理解されている。アンケートのとらえ方が違うことが多少あっても、現在のところ変更については考えていない。
- 教育長 府の方では「金品をたかられる」とお金と品物を一緒にしているが、市のアンケートでは「物を盗まれた」「お金を盗まれた」と別にしている。市でも、当初は金品という分類していたが、生徒児童にとってはお金を盗られるのと物を盗られるのでは重要度が違うのではないかと、お金と物を分けたことが過去にあった。状況が変化する中で、充分に検討する余地があると考える。
- 委員 先ほどもパソコンや携帯電話の話が出たが、「等」というのは我々大人が読めばインターネットを通じた機器を含むという趣旨は理解できるが、今の子どもたちはオンラインゲームでやりとりをするということもあって、必ずしもスマホとは限らない。例示や表現というのは、もう少し時代に即した方が良いと感じた。
- 委員長 今の話に関連するかどうか分からぬが、⑥の「無理やりお金をくれと言われた」というのと、⑧の「お金を盗まれたり、隠されたりした」というのは、重なる部分があるように思うが、子どもたちの回答を見ると、小学校の⑥は男子で1年生1件、2年生3件、3年生5件、4年生1件、⑧は上級生のみで重なってないよう見える。女子で⑥は2年生3件、3年生3件、⑧は3年生3件である。お金をくれと言われてないけど取られた、お金をくれと言われたけど取られてないなど、解釈はどうなっているのか。  
委員 お金を持ってくるよう要求される場合と、言葉通り取られたという場合がある。行為的には、置いてあったものを持っていかれたといいわゆる窃盗と、持って

くるよう言われて詐欺的にだまされて取られたというケースがある。当事者間で一見合意をしているように見えることもある。アンケートに答えた子どもがだまされても気づいていない場合、今回の認知件数に入らないこともありえる。

委員長 小学校3年生でお金盗られたり隠されたりしたというのは、学校の認識では重大な事柄か。3件あるが。

委員 重大である。その時は早急に事実確認する。

委員長 小学生は学校に現金を持っていくのか。

委員 教材の購入があれば決まった封筒で持参することはあるが、基本持って行かない。

委員 いじめアンケートにはないが、子ども同士のいじめではなく親がいじめに関係しているという話を何件か聞いた。親から子どもに対するいじめである。

委員長 子どもは誰にいじめられたのか。

委員 「この子はこういう子どもだ」と他の親にいじめられた。よその保護者からきつく叱られて傷ついて、学校に行けなくなったりしたケースもあった。

委員長 ある保護者が自分の子どもではない子をきつく叱ったということか。

委員 その通り。実際にその現場も見たことがある。第三者から見ても、ひどい怒り方だった。保護者のいじめが見えないところで子どもに引き継がれているのではないかと感じる。

委員長 場所は地域のスーパー等の学校の外で起きたのか。

委員 スーパーやママ友の集まりなどで悪口を言っているところを見た。怒られたことで傷ついて家の外に出られない子もいた。親としては子ども同士のいじめと同じことのように心配した。

委員長 その子はよその保護者に理不尽な思いをさせられて、自分の生活範囲圏で会うかもしれない怖がっているのか。

委員 その通り。

委員長 保護者同士の仲が悪くて、子どもを身代わりにして叱っているのではないかと感じることもあったか。

委員 その通り。自分の子どもと遊ばないという理由で、よその子どもを怒るというケースも通り。保護者の介入が関係のない子どもを傷つけている。

委員長 保護者が自分の子どもと遊ぶべきだと介入してくるのか。

委員 高学年でももちろんだが、低学年ではなおさら大人に言われるというのは怖いと思う。自分もいじめた経験もいじめられた経験もあるから気持ちはよく分かる。ここ数年で、保護者が子どものいじめに関わってくることがあると感じている。

委員長 以前から指摘されているが、いじめ防止対策推進法という法律が子ども同士のいじめしか想定しておらず、今のような話は扱えないことになっている。法的にはどうなるのか。

委員 権利や法律上の利益が侵害されているなら、民法上の違法行為であるとして問題になりうる。しかし、いじめというところは主語が児童等という定め方なので記述がない。ただ子ども同士のいじめの背景に保護者が関係しているとなれば、その範疇の問題であると検討すべきだが、今は難しい。

副委員長 資料中に、保護者へのアンケートの結果のフィードバックについて書かれているが、どのような方法で行っているのか。親のいじめについての姿勢が子どもにも影響するので、親への啓発は大切なことである。学校だよりや保護者会などで活用するのか。

事務局 子どもに聞いた内容や指導したことを保護者に個別に伝えて、問題解決に活用している。

副委員長 問題があった家庭に個別に伝えているということか。

事務局 その通り。

副委員長 学校だよりや保護者会、いじめや人権についての授業の報告などで保護者が目

	にする機会があれば、家庭でいじめについて話題にできると考えるが。
事務局	学校だより、学年だよりといった通信や学校ホームページで、人権学習の報告をする学校もある。学校ではいじめアンケートや学校評価のアンケートを取って、保護者にフィードバックしている。
委員	人権週間に、子どもたちがテーマを決めて発表したり、授業参観で人権について学習する学校もある。
委員長	カスタマーハラスメント、カスハラというと乱暴になるかもしれないが、学校教育は教師、保護者、地域の住民も含めて、子どものために力を合わせていく共同事業であるはずなのに、保護者が学校教育を消費している消費者かのような勘違いがあるのではないか。全員が満たされる場ではないということを認識し、互いに協力するという合意がなければ、「嫌なことがあったら言ってください」という姿勢では、学校は成り立たない。学校は一方的な消費行動ではなく、子どもを中心に相互に学ぶというメッセージが必要である。学校教育は多額の税金が投じられている公共事業で、未来の子どもたちのために社会的な信託を受けている。最前線の学校のバックアップとして、教育委員会は「まちづくりはひとつくり。その代表的な場が学校で、互いに協力する」というメッセージを折に触れて発信してほしい。
事務局	直接子どもたちに指導するのは学校の先生であり、その支援をしていくことが教育委員会の仕事である。学校現場の話をよく聞きながら取り組んでいきたい。
委員	わが校は小規模校で、地域や保護者などが学校に携わっている。学習については地域の方にもお世話になっている。逆に小規模校だからこそいろんな体験ができる。その中でPTAでも子どもを中心に何かできないかと考えて、昨年は地域全体で挨拶に取り組んだ。挨拶を通して様々な大人の目線が入り、早期発見、未然防止という観点からいえばありがたいことだった。
委員長	保護者同士の仲は良いのか。
委員	様々である。可能な限り学校に顔を出すようにしているし、親と子どもの顔と名前は認識している。少人数の学校だから地域で子どもを見守ることができるし、風通しの良い学校であると思う。
委員長	インターネット研究では、ネット上の空間は話題が盛り上がりやすい傾向にあるらしい。言葉が残り反芻することで印象が強まるという特徴がある。ヒントとして、対面で会うというのは大切なことかもしれない。
委員	保護者へのフィードバックの話があったが、自分は知らなかった。先生からのどのように説明があるのだろうか。子どもが持ち帰った資料を保護者が読むのか。それとも授業参観の時に説明があるのだろうか。
事務局	アンケート結果というよりも、子どもから聞き取りしたことを、指導を含めて報告する。
委員	当事者同士への説明ということか。
事務局	嫌なことをした・された者同士ということであれば、そのように対応する。
委員	もし、自分の子どもが誰かの心を傷つけて先生から連絡が来たら、自分の子どもを信じたい気持ちもあるし、逆に強く叱ってしまうかもしれない。先生としては事情を説明できない事情があるかもしれないが、保護者としては、わが子が加害者になっても被害者になってもショックを受ける。子どもだけではなく親への対応も大事にしてほしい。今まで発生した事例を教えてもらえたなら、より安心して子どもを見守ることができると思う。
事務局	学校としては、何があったかという事実を踏まえた上で、当事者がどう感じたかということも聞き取り、それを保護者に伝えることに努めている。保護者には、それを受けて、子どもにどんなアドバイスが必要かを考えいただき、先生と保護者が子どもの成長を見守るような方向性で連携を取っている。

- 委員長 先ほども言及したが、関係する人々が学校を通して学び、成長しなければいけない。プライバシーの問題もあるが、いじめで困っている子どもがいれば、それがどういう意味を持つのか認識してほしい。ただ、子どもの成長に嫌な思いをする経験が伴うのはあり得ることである。その経験を含めて成長し、社会に出ていく準備ができる面はあると思う。だからこそ、保護者を含めて寛容であってほしい。寛容であることは民主主義にも繋がる。
- 教育委員会への希望であるが、「市民として、一人の人間として、一緒に頑張ること」というメッセージを発してもらいたい。いじめであると3割の児童が認識するような出来事も、聞き取りしたら実はそうではないことや、自由記述を一部挙げてもいいだろう。あるいはフィクションを取り上げ、「あなたはどう思うか」という問い合わせをする。生きている限り学び成長していくためにも、保護者をお客様にしないということが大事である。あいまいな形でもフィードバックすることは、話題にしてもらうチャンスであると思う。例えば本校で何かあったとして、起こったことを包みながらでも伝えることは難しいと思われる。学校は犯人探しをするわけではないので、子どもたちがこの子がこのようにしたと憶測してしまうことになる。フィクションならば問い合わせができるかもしれないが、どのように学校で伝えるのか考えなければならない。
- 委員長 他県のケースだが、教員の研修教材を開発した時に、別の学校の話であるとしてショートストーリーを作ったことがある。その保護者版や学校版に置き換えて「うちの学校ではどうか」、あるいは自由記述をぼかして「こんな子がいるが、保護者の立場ではどう話を聞くか」とフィードバックする。大人も学べるようなこんな取り組みも考えてみてほしい。
- 副委員長 保護者に伝える内容として、相談対象の内訳が気になった。誰かに嫌なことを相談したかという質問に「はい」と答えた子どもの人数は、小学校で46%、中学校で59%が相談している。翻せば、嫌なことをされても4~5割の子どもは誰にも言っていないことに驚いた。少し嫌なことがあったら、家族や友人に愚痴を言うことは普通と思われるが、実は言わない子どもが多い。嫌な気持ちが積み重なる前の段階で、もっと気軽に相談できるようになればいいと感じる。もしフィードバックするのであれば、こんないじめがあったと詳しい事情は伝えにくくないと想像できるので、夕飯時に学校のことを話題にするなど、あったことを気楽に話せるような機会が増えていくといいのではないか。また、家族、先生、友人に言った率は、合計すると100%を超えており、相談する子どもは複数に相談していると言える。子どもには、誰か信頼できる人を見つけてほしい。
- 委員長 アンケートのフォーマットが「誰かに相談しましたか」では小中学生には仰々しい。「話しましたか」「聞いてもらいましたか」「伝えましたか」「話題にしましたか」だったら、もしかしたら今回の結果より増えたかもしれない。
- 委員 相談できていない子どもはいるかもしれないと思った。例えば父子や母子家庭が3割を超えており、気軽に相談できない子どもたちが多い。先生にも相談できる関係が築けていない。聞いてほしいがその対象がいないということが現実にはあるのではないか。
- 委員 警察的な考え方だが、警察は個人の生命、身体、財産を保護し、大きな傷害事件があれば、当然小中学生でも介入していく。一方で、ささいなことでも被害者の保護者が被害届を出す、告訴するという話を持ち込むことがある。そこで詳しく聞くと、廊下でぶつかられて怪我もしていないのに暴行だというケースもあった。しかし、実際に捜査して子どもを呼んで話を聞くと、大したことではなかったと終了したケースもある。その時、第一線にいる教育現場の先生は本当に苦労して

いると思った。現場の先生がしっかりしていれば治まることでも、保護者がヒートアップすると、いじめも警察にまで持ち込まれる大きな問題になる。

委員長 保護者の在り方が今後の大きなテーマになるかもしれませんと感じる。

委員 「ぶつかっただけ」というレベルであったことが、法的に見れば暴行ということになる。実際問題としてどこまで携わるべき内容なのか、刑事事件としてのレベルが一番大きい。いじめというのは客観的というよりも、主観的にどう感じるかという部分が要件として成り立っている以上、実際の気持ちや声をどれだけきちんと確認できるかが大事である。

委員 もし、保護者にいじめ調査結果として今回の資料が配られるとしたら、内容が何の数値かということや数字の単位もよく分からないので、保護者は見ないと想像できる。せっかく保護者に配るなら、何を伝えたいのか分かりやすい資料にしてほしい。

委員 改めて言うが、保護者がいじめに絡む時代になったと思うので、子どものことを注意深く見てほしい。

委員長 それは大事な指摘である。

## 10 その他

事務局より事務連絡。

第2回委員会は令和7年2月に開催を予定している。

## 11 閉会